平成２７年（フ）第８９号
川崎市麻生区金程２丁目９番４号
破産者　有限会社ツル通商
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
川崎市多摩区栗谷４丁目３番17号
破産者　株式会社古川塗装
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
千葉県白井市けやき台２丁目５番２号
破産者　小林　丈記
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０６号
神奈川県横浜市港南区芹が谷２丁目13番20―208号、旧住所神奈川県横浜市南区大岡１丁目24番30号　レオネクストヒールコート101
破産者　小島　礼奈
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６号
兵庫県西宮市柏堂町６番26―201号、前の本店所在地神戸市東灘区森北町１丁目７番１号
破産者　株式会社村上
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１２０号
札幌市中央区北２条西３丁目１番地
破産者　株式会社ディシィティー
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
山形県長井市屋城町６番71号
破産者　株式会社データ・ポイント
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第５９号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬8044番地３
破産者　株式会社北志賀リゾート
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０７５号
大阪府枚方市東山１丁目49番地の９
破産者　株式会社いしん
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１５２号
大阪市中央区安土町２丁目２番15号　ハウザー堺筋本町駅前ビル705号室
破産者　宇宙開発合同会社
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２号
兵庫県三木市宿原148番地の１
破産者　株式会社門建設
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８号
兵庫県加古川市平岡町中野249番地の１
破産者　株式会社大尚
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６１号
佐賀県唐津市海岸通7182番地４
破産者　有限会社増徳製作所
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６４２号
東京都府中市南町２丁目１番地の20
破産者　渡辺　新央
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８０号
愛知県一宮市明地字江端207番地
破産者　株式会社モリベ
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４３３０号
大阪市北区天満橋１丁目８―10ＯＡＰレジデンスタワー東館2102、旧本店所在地和歌山県海南市日方1271―99クレンツ海南206　（旧本店所在地）和歌山県有田市箕島51番地
破産者　旭日企業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７号
奈良市三条町511番３号
破産者　有限会社龍蔵
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６０９号
広島市安佐北区可部３丁目２番18号
破産者　有限会社沖田砂利
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１０号
山形市新開２丁目10番２
破産者　株式会社千友商会
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２号
山形県天童市長岡北１丁目１番48号
破産者　有限会社エフエイ山形
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３号
富山県高岡市泉町２番44号
破産者　有限会社ティクリエーション
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第８３号
富山県砺波市太郎丸１丁目11番28号
破産者　株式会社オートフォーラム
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部